

## 公益社団法人日本木材加工技術協会会費規程

(目的)

**第1条** 本規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人日本木材加工技術協会の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

**第2条** 会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 毎年 10,000円
- (2) 団体会員 毎年 20,000円
- (3) 賛助会員 1口年 45,000円
- (4) 名誉会員 会費は免除される。

2 前項にかかわらず、正会員のうち学生は会費を7,000円とする。

3 第1項にかかわらず、以下の事項を全て満足した正会員から文書による申し出があれば、理事会での承認を経て、終身にわたり正会員の資格を与え、会費の納入を免除することができる。

- (1) 20年以上正会員（旧通常会員（個人））であること。
- (2) 満60才以上であること。
- (3) 第1項で定めた正会員の会費年額の7年分を一括納入すること。ただし、30年以上在籍した正会員は、5年分を一括納入すること。

(会費の使途)

**第3条** 第2条の会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改正)

**第4条** この規程は、必要と認めた場合、社員総会の決議により改正することができる。

(補足)

**第5条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、公益社団法人日本木材加工技術協会設立登記の日から施行する。
2. 平成24年5月30日 改正（第2回社員総会承認）
3. 平成28年5月30日 改正（第6回社員総会承認）